

(仮称) 逗子市自治基本条例を検討するための論点 Ver.2

● 条例の形態

論点	結論
<p>条例の形態として、フルセット、インデックス、折衷型とあるが、個別条例、要綱等の自治基本条例での規定ぶりによっては、インデックス型にとどまらないことも考えられ、今後検討していかなければならない。</p>	<p>【第 3 回検討会】 インデックス型を基本として考える。</p>
<p>【第 3 回検討会】 現在の素案はシンプルに記述されていて、インデックス型の形態になっている。関連する条例を個別に並行して検討することになっているが、その構造も改めてしっかりと確認していく必要がある。</p>	

● 法律と条例の関係

論点	結論
<p>国政レベルではまだ踏み込まれていないが、地方自治体だからこそ、そこに暮らしている市民の生活なり人権を守るためには、上乘せをしてでも自治体が率先して位置付けて、行政の施策に落とし込んでいくということだと思う。</p>	<p>【第 3 回検討会】 逗子市特有の公共の福祉を実現するために、必要な法令の自主解釈権、条例の制定権などを規定する。</p>
<p>法律と条例の関係について。ナショナルスタンダードとして法律があるが、地域で問題となるのは、法律で対応すると後追いになり、困ってしまうということ。これから何が起こるのか分からないので、迅速に社会対応できるものをつくればいい。</p>	

●他の条例との整合性

論点	結論
<p>自治基本条例の制定にあたっては、市全体として、まちづくり条例の改正をどう合わせていくかということが一番のポイントだと思っており、乗り越えていかなければならない。</p>	<p>【事務局の考え】 条例案の提案の際には、極力、条例間の整合を図り、併せて個別条例の提案も行えるようにする。</p>
<p>良い議論をしていくことは大事だが、民主的統制となるもののベースをつくっていくのであれば、もし対立的なものを引きずっている中で合意を進めていかなければならないとすると、それこそハードルが高くなるような話である。</p>	
<p>行政の職員は、整合が取れているかということのを重要視するが、これからの時代は、整合についてしっかり整理する部分も必要だが、いい意味で相互乗り入れとか、きちっと切り分けず逆に曖昧な方が、社会的な価値や利益が高まるということもある</p>	
<p>自治基本条例とまちづくり条例も、最初に整合論から入ると大変なので、いいものができればそれでいいというくらいの軽い気持ちで入った方が良いと感じている。先送りをすることが社会的利益に合う例もあるので、結論を急がない領域は、急がないことを許容することが必要だと思う。</p>	

●信託論の表現

論点	結論
<p>「市に、選挙によって選ばれた市の代表である市長を設置する」(川崎市)のように、法律の規定をなぞるような規定をするかどうか。</p>	<p>【第3回検討会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 法律に規定されているものを、逗子市の憲法ということに捉われて、あえて改めて規定するという考え方ではなく、市民からの信託として表現する。 ◆ 信託という言葉も、市民がきちんと信託できるような制度や仕組み、機会につながるよう、一歩進めて書く。
<p>信託論：市民からの信託されていることについて、位置づけするかどうか。</p>	
<p>【第3回検討会】 住民投票により町民の総意として分離独立を決定し、逗子町として独立した歴史を持つ本市だからこそ、「逗子市という自治体を設立している」という位置づけは、逗子市には欠かせないと思う。</p>	
<p>【第3回検討会】 主権者が代表者を選ぶ、信託するに当たって、きちんと信託できるような制度や仕組みにつながるかどうかという視点も大事だと思う。</p>	
<p>【第3回検討会】 まさに主権者としての根本的な問題を、自治基本条例ができることにより意識を高め、選挙権の行使につながるよ。</p>	

●実効性のある条例

論点	結論
自治基本条例を逗子でつくるからには、実効性に重きを置きたい。	
条例が一つの理念、考え方、仕組み、道具となり、市民が逗子というまちを運営していくことに関わっていくといった役立つ条例にしたい。	
メリットがあって、方向性が示されて、進むべき道がクリアになっていくという条例を、あるいは、行政や議会との関係についても、こういう位置付けで自分たちが関わっていけば、よりよいまちになっていくということが、皆の腹に落ちる条例をつくりたいと思う。	
いろいろな仕組みが市民に定着し有効に活用され、それらを総括した一つの体系として自治基本条例を制定することで、市民にとって分かりやすく、便利にまとめるということが必要だと考えている。	
<p>【第3回検討会】</p> 条例の実効性を持たせることにつながるかもしれないが、全体の構成をうまく組み立てていく必要がある。自治基本条例だけとってみると極めてさらりとしていて、一体何が実効性の担保となるのか市民に見えづらい気がする。	

●条例のめざす方向

論点	結論
<p>先行の自治基本条例の様々な課題とか、将来もっと高い次元で目指すべき条例のあり方ということも含めて、そこに到達点を置いて議論を進めて、さすが逗子でつくったものという、一目置かれるようなものをつくりたいと考えている。</p>	
プロセスや、目指す次元を大事にしたいと思っている。	

●民主的統制

論点	結論
<p>行政や議会が日常の業務を行ってこのまちが成り立っているが、そこに主権者としての市民がどう関わって運営していくかという仕組みを、どうすれば実現できるのかということが、大きな問いである。</p>	
<p>情報公開条例や市民参加条例のおかげで、情報は常に開示するものだと考えて行っているし、行政で何か意思決定を行う際は、市民参加条例の規定により手続きをしないと、審査会から厳しい指摘を受けることになる。これはまさに民主的統制だと思っていて、どのように行政全般にわたって制度化されれば、より高い次元のものになるのかということだと思う。</p>	
<p>昨年度から新しい仕組みにより総合計画の進行管理を始めているが、これもある種の民主的統制のルールであり、どうやったら行政を効率的に機能させるかということである。</p>	<p>【事務局の考え】 総合計画の進行管理についての規定を設ける。 <u>まとめ素案第24条</u></p>
<p>【第3回検討会】 市長、市民、事業者、議会・議員とそれぞれの責務のあり方を深掘りする。</p>	

●逗子においてうたうべき基本原理

論点	結論
<p>憲法でいえば、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義が大きな基本原理としてあるが、逗子においてうたうべき基本原理とは何か、改めて共有をしたい。既に制定されているいろいろな個別条例の基本原則や理念が、取れんされていくのだと思う。</p>	
<p>ポイントになるのは、このまちで大事なことは何なのか、このまちはどういうまちとして生きていくかということ。同時に、この時代に何が大事なのかということもある。これからの時代に、先を見て大事なことを併せて考えていくことが必要だと思う。</p>	

●自治の姿

論点	結論
<p>自治のベースは「統治」だったが、分権が進み今は「共治」となった。それでもまだということで、今は共治の次の概念として「共同経営」といった発想になってきている。それをどのように上手く書き込むか、まさにみんなが活躍できる、逗子市総活躍社会ではないけれど、それぞれが多様性を尊重し合いながら自分の能力を存分に発揮することのできるまちが自治の姿だと思う。</p>	

●環境の変化の反映

論点	結論
<p>【第3回検討会】 かつて多くの自治体で自治基本条例がつけられた頃は、比較的人口減少や行政の財政問題にそこまで切迫感がなく、最終的には行政が全てコントロールする、行政が全て引き取ることを作られた時代だった。今は少子高齢化が進み、財政も厳しい状況で、自治体が置かれている環境が変わってきているので、その環境の変化をできるだけ反映させることが、平成30年というこの時期に自治基本条例を制定する意義の一つである。</p>	

●分権

論点	結論
<p>【第3回検討会】 分権の本質に法令の自主解釈権がある。逗子市においても、法律の目的に照らし、市の特性を加味して法令解釈するということが実際に可能であり、そうすべきだと思う。ナショナルスタンダードとしての法律の趣旨を、常に逗子市の特性を活かして解釈することを仕事の基本にすべきである。</p>	
<p>【第3回検討会】 自治体には、地域のいろいろなことを最適化する権能があるということが最高裁で確立しているので、そういったことも踏まえ、逗子市という特性を活かしてコントロールしていく、それが自治なんだということで、これまでの自治、分権の積み重ねをしっかりと書いて、これを基本に仕事をするということが言えれば良いと思う。</p>	
<p>【第3回検討会】 逗子市には逗子市特有の公共の福祉がある。この時期に作るのであれば、逗子市の特性を踏まえて、逗子市固有の公共の福祉ということを自治基本条例</p>	

<p>の中で具現化していく必要があるのではないかという感覚を持った。また、地域政策の最適化ということで、縦割りのものを横につないでベストミックスする、法令の自主解釈権という視点もやはり必要だと思う。</p>	
<p>【第3回検討会】 地方自治法の第14条に条例制定権がある。国が法律の中で制定するのではなく、自治体レベルで公共の福祉として必要なものについては、議決を経て条例として制定する。こういったことも自治基本条例の中で明記することが重要だと思う。</p>	
<p>逗子市固有の公共性や逗子市だったら絶対に守るべきものというものは条例にしていので、そういうことを表現できればいいと思う。</p>	

●逗子にとっての公益

論点	結論
<p>税金を負担して道路等を整備したり、公共の福祉のために権利を制限する上で、逗子にとっての公益が何なのかということがはっきりしていれば円滑になる。このことについて、自治基本条例で一つの柱がたてられればいいと思う。</p>	
<p>規制について、社会的に悪とされがちだが、実は利益を生むもので、重要なものだという議論ができればいい。</p>	
<p>税金で必要最低限の市民サービスを賄うということはもちろんあるが、自分達でお金をもっと払うからサービスの質を上げよう、地域の価値を高めようという発想が出てきて、同じ税金で均一的な行政サービスを行う時代ではなくなっている。これからの逗子で何が必要なのかということであり、そうしたことができるような仕組みを行政側で用意するというのも、新しい自治基本条例の考え方だ。</p>	
<p>【第3回検討会】 逗子市固有の公共性や逗子市だった絶対に守るべきものというものを条例に表現する。 逗子市固有の価値というものをしっかりとベースにして市政運営していく。</p>	

逗子市としての「ナショナルミニマム」＝ローカルスタンダードについて

【第3回検討会】

何を最も共通の公共の福祉として優先し、政策と財源を配分するのかという総合調整が非常に難しい。守られるべき市民の権利、逗子市として保障すべき公共の福祉に、自治基本条例の理念や考え方をどう位置付け、だからこうなんだと政策の因果関係を構築できると素晴らしいと思う。

中学校給食の実施や小児医療費の助成など、市民の要望に抗えないという政治的な限界がある。市民要望に応じていくと、徐々に経常経費が増えてしまう。

様々な事項に係る市民の要求に対し、何を優先するのかということは、長も議会もシビアに考えないといけない中で、市長の予算提案権と議員の議案提出権とのせめぎあい現実に行っている。

将来の市民にどう責任を渡すかということ。国政も同様に、借金をして税収以上の支出をして、経済が上向けば税収が上がるというかなり楽観的な見込みでばらまいており、ある種のポピュリズムが横行しているが、自治体でもかなり厳しい状況なので、行政、議会、市民それぞれに対する統制が必要である。

それぞれのチェック機能をいかに仕組みとして落とし込んでいくかということは、現実問題として常に直面している。人口減少と高齢化が進み、常に厳しい財政状況で予算を編成している中で、どこまでが許容され、どこにけん制機能を備えておくかということは重要だと思う。単に財政計画をつくることでは、チェック機能とならない。

民主主義とは、まちのことを自分のように感じられるかということだと言われる。自分のこととして感じられれば、できることできないことも感じられるが、どうしても他人事になってしまう。議会も経営者として財政を考えないといけないし、市民も同様に、素朴な思いも大切だが、自分のこととして判断していくことが大事だと思う。

【第3回検討会】

財政運営の扱い方も重要な視点だと思う。

●逗子市と世界との関わり

論点	結論
<p>逗子市が世界とどうかかわるかという視点が抜けている。逗子市は1年半前にフェアトレードタウンの認定を受けて、市民としても国際交流とか世界の中でどう貢献していくかという意識が芽生えてきている。都市憲章でも地球市民という議論がされてきたが、今回特に若い世代もかなり関わってきているので、今それがようやく具体的な活動となってオーソライズされ発展してきていると思う。</p>	<p>【事務局の考え】 「国際社会における交流と協力」という規定を追加し、広域連携とともに「連携と交流等」という章立てにする。</p>

●関係人口

論点	結論
<p>【第3回検討会】 最近、ふるさと納税や複数の居住を推奨する、逗子ファンを増やすという議論もある。そうすると地域、自治に関わる対象範囲をどう考えるか。逗子市民ではないけど、逗子市の応援をしてくれる寄付者等をどう扱うのかという視点も大事である。</p>	<p>【事務局の考え】 関係人口については、「まちづくりの協力者」として別に規定する。</p>
<p>【第3回検討会】 今後、定住人口の増加はあまり期待できないので、交流人口やファンを増やそうという考えが必要となってくる。</p>	
<p>【第3回検討会】 逗子市には別荘の物件が何千件もあり、市民ではないが固定資産税を払っている人がいる。納税者ではあるが、市にコミットしているかという意見を聞くこともないが、滞在中にイベントに参加することもあるだろうし、市民活動をしていることもあると思う。</p>	
<p>【第3回検討会】 そのような事情があれば、余計に住んでない人についても考える必要がある。</p>	
<p>【第3回検討会】 定住人口、交流人口、そして関係人口という議論もあるが、市民と考えたときには広げて捉えたほうがよいということだと思うが、そういった人をすべて一緒くたにしてよいのかという心配もあり、条例の中で位置付けの工夫が必要だと思う。</p>	
<p>【第3回検討会】 焼津市では市民を定義して、別に焼津市ファンについては定義しているので、市民ではないけど、そういう人もいるということを別に書いておけばよい。</p>	

<p>【第3回検討会】 ファンの人にも責務を課すのは厳しい。市民等という形にして、市民は住んでいる人と税金を払っている人で、遊びに来る人などは「等」として整理し、関わってもらうのはいいが、義務なり権利を課すのはやはり税金を払っている人。</p>	
<p>【第3回検討会】 ファンもまちづくりに取り込むという視点が大切。</p>	
<p>【第3回検討会】 市民参加条例では市民を定義しきれないので、定義していない。自治基本条例で市民が規定する中で、市民を対象とした権利、義務または著しい影響のある条例、規則に多少なり市民の定義が影響してくる。そうすると、市民の定義にはファンだけでなく、利害関係者や市外の人もあるわけで、そういう人を他の条例、規則で扱っていくときに、自治基本条例がその大元になるので、そこも意識していく必要があると思う。</p>	

●まちづくり市民集会

論点	結論
<p>【第2回検討会／条例に盛り込むべき事項の提案】 ＜参考：焼津市自治基本条例＞ 第17条 市長は、協働してまちづくりを進めるため、まちづくり市民集会を開催します。 2 まちづくり市民集会は、市民、議員及び市長等が参加し、地域社会の課題や焼津市の未来について意見交換し、情報を共有することを目的とします。 3 市長は、特別の事情がない限り、まちづくり市民集会を年1回以上開催します。</p>	

●目的 まとめ素案第1条

論点	結論
<p>【第3回検討会】 行政が全部やるという時代は終わりなので、市民の力を出せる仕組み、そのための条例ということを前面に出すとよい。それによって市民の役割、民の力を引き出すための行政の役割も決まってくる。</p>	
<p>【第3回検討会】 逗子市は独立の気概があり、何より逗子市が好きという人がとても多い。いろいろな人がいて多様性がある、その資源がまさに民の活動を支えたり、逗子市の公共的な活動を支えたりする。逗子のまちの構造から、資源としての人をもっと前面に出すしか道がないのではないかと思う。そういう人たちが信頼、協力、責任、多様性というキーワードで社会をつくり、それぞれが力を出していくための条例が自治基本条例だと思う。</p>	

●まちづくり まとめ素案第2条第3号

論点	結論
<p>【第3回検討会】 まちづくり条例では、「まちづくり」については定義していない。今回、自治基本条例の中で「まちづくり」が定義され、一方でまちづくり条例では土地利用の話をしているというのは、非常にわかりにくい構造なので、これは何らかの形でうまく整理していかないといけないと思う。</p>	
<p>【第3回検討会】 正直言って定義できないほど難しい。定義することにより概念が固定化されてしまい、ハードやソフトと取り組みも幅広いなかで、枠にはめることにより自分たちの施策の発展性に自分たちで枠をはめてしまうというマイナスがあるため、どこも定義をしていないので、感覚的には入れる必要はないと思う。</p>	
<p>【第3回検討会】 表現はわからないが、抽象的なイメージを共有するのであれば、自治基本条例には入れてもいいと思う。</p>	
<p>今は、「まちづくり」でなく「まち育て」の時代である。ハードだけでなくソフトもあるので、「地域づくり」といった言葉も一つあるかもしれない。</p>	
<p>【第3回検討会】 定義を置いても意味がなければ仕方ないので、その辺りは全体の整合性と併せて考える。</p>	

● 「協働」の概念の整理 まとめ素案第2条第5号

論点	結論
<p>市民と行政の連携、役割分担の考え方で、かつての参加から、参画、協働になっているが、協働の次の概念が必要なのかと思う。人口減少が進み投資するお金がないという状況で、単に行政と市民だけの関係ではなく、市民同士や市民と企業が仲良くなるとか、そうしたことに行政が関わっていくような仕組みや概念が必要である。行政が全てをコントロールできないので、一定のある理念、ルールの中で、民に任せるといった考え方が必要であり、いくつかの自治体では「共創」という言葉を入れて、新しい自治の仕組みをつくらうとしており、お話を聞いてそうした概念が必要だと思った。</p>	<p>【事務局の考え】 用語としては「協働」を用い、定義の中で整理していく。 理由:「協働」という言葉も市民に浸透しているとはいえない中で、新しい言葉を使うとかえって根付かないと考える。</p>
<p>協働とはそもそも何なのかという議論。協働というのは、役所と市民やNPOと一緒にやることというが、私の考えとは全然違う。その協働論というのは、日本NPOセンター等による、NPOが行政と対等になるための啓発的な理念からきている。本来の協働論は、NPO同士の協働やNPOと自治会の協働もあるので、それを協創と呼ぶのか協働と呼ぶのかという概念の話はあるが、何のために何をするかということの議論が重要だと思う。</p>	
<p>【第3回検討会】 協働とはパートナーシップのことで、一番大事なものは励ましや温かい目線だと思う。</p>	

●市民の権利 まとめ素案第6条

論点	結論
市民にとって守られるべき権利もあるだろうし、市民が制約を受ける権利もあると思う。	【事務局の考え】 ◆既存の条例に位置付けられている権利を整理し、自治基本条例に権利カタログ的に位置付ける。 ◆逗子市特有の公共の福祉を実現するために、守られるべき権利、制約を受ける権利についても、将来的なことも含めて、ワークショップの意見等から抽出し、「市民の権利」に位置付ける。
環境権、性的マイノリティの人権や障がい者の人権など様々な議論がある中で、逗子において大切にされるべき人権や権利というものも、もう一度位置付ける必要があるのではないかと思う。	
守られるべき権利、制約を受ける権利について、この地域で暮らす人がどう捉えて位置付けるのかという基本原則が、自治基本条例でうたわれるということに大きな意味があると思う。	
「市民の権利カタログ」として、どう位置付けるか。	
環境権の話をしたが、逗子人は自然環境を守り、次世代に残していきたいと思っており、そうした価値をここで改めてうたうということも一つの論点、着眼点として必要だと思っている。	
【第3回検討会】 市民に保障されるべき権利をこの条例の中にどう盛り込むか。 今後制定されていく可能性のある、市民に関わる政策の根幹になるような条例の基として、その方針も含めて自治基本条例の体系の中で、将来の構想も含めて位置付けていくことに意味があると思う。	
【第3回検討会】 性的マイノリティや障がい者の権利など、まだまだ社会の中で十分保障されていないものがある。子どもの権利も然りで、これらをしっかりと位置付けていくことが大切である。	
【第3回検討会】 章立ても、「まちづくりの担い手」の章ではなく、「総則」の章に規定するとか、章を別立てにするとか、違う整理があってもいいと感じている。	【事務局の考え】 章立てを独立させる。
【第2回検討会／条例に盛り込むべき事項の提案】 「地域活動、社会公益活動、その他自分が生活する地域をよく知り、発展させるための活動に参加し、公益を担うことができる権利」 子ども権利条例からのヒントで伝統的な権利概念を超えて、行為規範として行政や議会、市民を拘束するものとして、考える必要があると考える。	

●市民の責務 まとめ素案第7条

論点	結論
<p>【第3回検討会】 「市民の責務」と言われてしまうと、どうしても市民自身が息苦しくなってしまう。「責務」というよりは、まちに暮らすことの基本的なスタンスみたいなもの、当然の何かがあると思う。それをうまく表現できれば市民にわかりやすいと思うが、「役割」という言葉では何となく舌足らずになってしまう。子育てを責務として意識して子育てしないような、そういう市政、ベーシックな概念を価値として表現できたらいい。</p>	
<p>【第3回検討会】 「役割」というのは何となく与えられたものだと思うので、例えば市民の「自覚」とか、そのような表現でしっかりするものがあれば、押し付けられた感じがしないのではないかと思う。エッセンスをうまく表現していきたい。</p>	

●事業者 まとめ素案第8条

論点	結論
<p>【第3回検討会】 事業者が自分たちで何が地域に貢献できるかという視点で、特にイベントなどで自立して、地域の役割として責任を果たすという意識が高まってきている。法人ではあるけれども、市民という位置付けの中で、事業者の役割というか、市民と事業者の協力関係により地域を発展させていくという視点は非常に重要だと思うし、今そういう意識が高まってきている。</p>	<p>【事務局の考え】 事業者の責務について、市民とは辺別に規定する。 まとめ素案第8条</p>
<p>【第3回検討会】 キーワードは「活躍」。これまで事業者は使うとか利用するという発想だったが、これからは活躍してもらおうということが大事である。</p>	
<p>【第3回検討会】 事業者もまちの仲間だから頑張る、知恵を出すということで位置づけることが必要である。逗子市は2万人が昼間に流出して、流入は8千人くらい。8千人でも人数としては大きいから、彼らの出番も含めて、そこもしっかりと認識して考えないといけない。こうした考えが、例えばふるさと納税制度による街の活性化につながったりする。</p>	

● 議会・議員 まとめ素案第 9 条

論点	結論
国会でも地方議会でも議員数の議論がある。議員の定数を誰が決めるのかということ。議員も常に市民からのプレッシャーを感じながら、何が適正なのかということ議論しているが、今は、条例規定事項のため、議員が自ら決定の手続きを行う。	
民主的統制という意味では、市民と議会、行政と議会の関係における議員のあり方というのも大きな論点になると思う。	
地域自治がスタートして住民自治協議会が 4 つ設立されており、住民の自治力が高まれば高まるほど、議会が相対化され、役割が変わっていくのではないかと思う。身近な課題は自分達でやるから、議員は大所高所から議論するのが役割ではないかということや、適正な議員数とは何なのかということも、地域自治が発展すればするほど議論が起きてくることも考えられる。	

● 市長の責務 まとめ素案第 10 条

論点	結論
市長就任時の宣誓や市長の任期を一案として挙げている。やるかやらないかという議論は別にして、市民が権力を統制するという要素をどうするのかということの一例。	【事務局の考え】 市長就任時の宣誓についての規定を設ける。 まとめ素案第 10 条第 2 項
【第 3 回検討会】 市長の政治倫理条例を設ける議論があつてよい。	

●職員の役割と責務 まとめ素案第 11 条

論点	結論
<p>市職員の役割と責務という項目について、総務省から策定が要請されている人材育成基本方針があるが、ほとんど市民の目に触れないと思う。市民としてどういう職員を望むのかとか、職員としてどのように市民と向き合うのかということ、役所の内部的な文書ではなくて、自治基本条例に書いておいていいのかなと思う。</p>	
<p>一般的に職員と地域住民との関係が支配的というか、粘り強い協議の中で住民自治協議会を立ち上げていくという面が足りないように思う。地域、市民と向き合って仕事をするのが楽しいと思える職員が一定数いないといけないし、地域に関係して仕事をするに使命感を持つような職員層がもっともって育っていいと感じている。抽象的な表現になるとは思うが、自治基本条例にも、地域と向き合う職員像について書く必要があると思う。</p>	
<p>人事は市長の専権事項と言われ、市長は採用権者でもある。採用試験により、面接して良いと思った者を採用している訳だが、市民にとって良い人材なのかというチェック機能はない。ところが、予算の25%前後は人件費であり、50億円弱くらいはかかっている。このことについて、そういうものだと思うのか、何らかの市民の関与があるべきなのかということとは分からない。</p>	
<p>一方で、そこに政治が関与するべきでないということもある。両方の見方があるが、良い悪いの議論がされていない。ところが、予算の大きな割合を占めており、まちづくりの質的な面において、職員に負う部分も大きい。</p>	
<p>人事戦略についても、例えば、今年の人事はこういうことに重点を置いて、こういう強化をしましたとか、組織的にはこういう課題に対して人事配置を行ったとかということは、市長として市民に説明する責任があると考えている。</p>	
<p>既存条例の改正について、自治基本条例ができて、市民と連携、協働できる職員が位置付けられれば、職員の宣誓条例の変更ということもあると思う。</p>	

●地域自治システム まとめ素案第 16 条

論点	結論
<p>地域自治システムについての自治基本条例に盛り込むことは考えていないようだが、自治基本条例には「地域社会というコミュニティを尊重する」という抽象的な規定を入れれば十分ということだと思うが、それで済むのかという不安がある。</p> <p>自治基本条例で「地域コミュニティを尊重する」と記載しているが、自治基本条例だけでは説明できないと考えて、協議会の認定条例を策定した自治体がある。</p>	<p>※地域自治システムについては、個別に条例を制定する予定</p>

●「地域コミュニティの尊重」に関する規定

論点	結論
<p>【第 2 回検討会／条例に盛り込むべき事項の提案】</p> <p>もっとも基本的なこととして、1889 年の市制町村制の施行と明治の大合併に際して、桜山村、逗子村、山野根村、沼間村、池子村、久木村、小坪村が合併して三浦郡田越村ができ、現在の逗子市の領域ができたこと、この領域は戦時中に一旦横須賀市に編入されながらもその後再び自治の単位として復活したこと、を想起しつつ、これらの地区が逗子市の基本的なコミュニティであることを確認し、市政の上でも尊重していくことを確認する。</p>	

●地域コミュニティを振興するために都市内分権制度等の制度的支援をすることができる旨の規定

論点	結論
<p>【第 2 回検討会／条例に盛り込むべき事項の提案】</p> <p>各地区が、実態の上では自治の単位であったにもかかわらず、明治の大合併によって自治制度上の自治の単位とはならなかったこと、しかし今まさにこれらの各地区ごとに自治の取組が求められているということ、を共有し、市としてこれらの地区が自治を実践しやすい制度的な支援を行なうべきことを規定する。この制度は、都市内分権制度を中心としつつ、そのほかさまざまな仕組みを工夫すべきである。</p>	

● 「コミュニティ団体」に関する規定を置く場合の考慮

論点	結論
<p>【第2回検討会／条例に盛り込むべき事項の提案】 条例の目次案を見ると、「コミュニティ団体」についての定義規定を置くようである。定義を置くということは、「コミュニティ団体」に関する規定も置かれるであろう。</p> <p>「コミュニティ団体」の定義の仕方にもよるが、自治会町内会をはじめ、さまざまな地域組織が「コミュニティ団体」に当たるとすると、「住民自治協議会」もまた「コミュニティ団体」である。そうすると、数あるコミュニティ団体の中でも住民自治協議会を特別扱いする理屈が必要となるのではないか。 （茅ヶ崎市の認定コミュニティ条例など。）</p>	

● 子ども・青少年 まとめ素案第18条、第19条

論点	結論
<p>選挙権年齢が18歳に引き下げとなった。子どもの参加をどう捉えるのか、市民とは誰なのかということも含めて、時代が要請しているもう一つの大きなテーマと感じている。主権者教育ということもクローズアップされており、将来を担う子どもたちを育てるという意味でも大きなテーマだと思った。</p>	<p>【事務局の考え】 子どもの参加や青少年に係る規定を設ける。</p>
<p>青少年分野を、自治基本条例に書かなくてもいいのかということ。青少年を大切に、かつ成長を図っていくという理念を共有してもらいたいし、条文にあってもいいかと思う。</p>	
<p>【第3回検討会】 子どもの権利もしっかりと位置付けていくことが大切。</p>	

● 条例の実効性の確保、見直し

まとめ素案第 28 条、第 29 条

論点	結論
<p>第 1 ステップとして、今ある既存条例等を体系化して、これに則って手続きを進めれば、市民の参加と民主的な統制が機能していくということも、手法としてはあると思う。次の段階として、より高い次元のものを目標として、何年かに 1 回改正を行い、長いスパンでデザインしていくということもあっていいと思う。</p>	
<p>理念条例に終わらないという意気込みを持つならば、進行管理という手法が適切かということはあるが、条例の目指すところに進んでいるかを検討する仕組みがビルトインされているということも、必要かと思う。</p>	
<p>【第 2 回検討会／条例に盛り込むべき事項の提案】 川崎市では、自治基本条例の推進を進行管理する仕組みが規定されており、前市長のもとにおいては「自治推進委員会」が開催されていた。川崎市では未だにコミュニティ地区の考え方が明確でなく、川崎市という巨大な都市自治体全体を見渡して自治基本条例の進行管理をするという仕事には、少なくとも私個人としてはかなり戸惑った。 逗子市の場合は、各コミュニティ地区の代表や、市の各種団体などなどの代表からなる委員会を立ち上げれば、地に足ついた自治基本条例の進行管理ができるのではないか。</p>	